

第23期酒々井町農業委員会初総会会議録

平成29年7月20日（木）

分庁舎2階第1多目的室

午後3時00分から午後4時31分まで

局長 それでは、第23期 酒々井町農業委員会の初総会を開会いたします。初めに、小坂町長よりご挨拶を頂戴したいと存じます。小坂町長、お願いいたします。

<町長あいさつ>

局長 ありがとうございます。続きまして、今総会は、農業委員会新体制移行後の初総会でございますので、委員の皆様より一言ずつ自己紹介をお願いしたいと思います。それでは、石渡委員からよろしくお願いいたします。

<委員自己紹介>

局長 ありがとうございます。続きまして、事務局の職員を紹介させていただきます。

<事務局職員紹介>

局長 ここで、小坂町長におかれましては、この後も公務が入っておりますので、退席させていただきます。

<町長退席>

局長 これからの議事の進行につきましては、酒々井町農業委員会会議規則第7条第3項の規定により、委員の任期満了に伴う町長による委員の選任後初総会の議長は、年長の委員が臨時に議長の職務を行うとなっておりますので、年長であります石渡委員に臨時議長をお願いしたいと思います。

<石渡委員 議長席へ>

臨時議長 事務局から説明がありましたとおり、会長が決まるまでの間、臨時議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。それでは、次第の4の議席の抽選を行います。抽選方法につきまして、事務局より説明をお願いします。

局長 議長席の抽選方法につきまして、ご説明させていただきます。酒々井町農業委員会会議規則第6条により、委員の議席は、委員の任期満了に伴う町長による委員の任命後の最初の総会において「くじ」で定めとなっております。従前ですと、あいさつをしていただきました順に「くじ」を引き、議席を決めておりましたが、同じ方法でよろしいか、お諮りいただければと思います。

臨時議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、従前と同じ方法で「くじ」を引き、議席を決めることにご異議ございませんか。

<異議なしの声あり>

臨時議長 それでは、従前と同じ方法で「くじ引き」を行いたいと思いますので、事務局用意してください。

<抽選準備、議席抽選>

臨時議長 抽選結果を事務局より発表願います。

局 長 それでは、抽選結果を発表します。1番宮田委員、2番綿貫委員、3番石渡委員、4番木我委員、5番石橋委員、6番京増委員、7番飯田委員、8番相京委員、以上です。

臨時議長 議席が決定しましたので、議席番号に従いまして座席の移動をお願いします。なお、移動の際には、ネームプレートもお持ちくださるようお願いいたします。

<座席移動>

臨時議長 次に、次第の5の会長の選出を行います。選出方法について、事務局より説明をお願いします。

局 長 会長の選出方法につきまして、ご説明させていただきます。農業委員会等に関する法律第5条第2項に、会長は、委員が互選した者をもって充てると規定されておりますので、互選による方法につきまして、ご説明させていただきます。1番委員と8番委員に開票立会人をお願いし、投票による方法で行いたいと思います。当選人の決定につきましては、農業委員会等に関する法律には、具体的な規定がございませんので、当町の議会の正副議長の選出に習い、公職選挙法第95条第1項第4号の規定を準用し、有効投票数の4分の1以上（有効投票数が8票の場合2票以上）の得票を得た最上位の者を当選人といたします。また、得票数が同数の場合には、クジで当選人を決めることとなりますので、あらかじめご了解いただきたいと思います

臨時議長 ただいま事務局から説明がありましたとおり、互選による方法で行いたい
と思いますので、よろしく申し上げます。それでは、投票用紙を配布いた
しますので、記入が済みましたら、1番委員から投票をお願いします。

<投票用紙配布>

<投票箱は事務局持ち回りにより投票>

臨時議長 それでは開票いたします。1番宮田委員、8番相京委員、開票の立会いを
お願いします。

<開票及び集計>

臨時議長 それでは、事務局より開票結果の発表をお願いします。

局 長 投票総数8票（有効投票数8票）、石渡委員5票、飯田委員3票、となり
ました。

臨時議長 事務局の発表のとおり会長は私に決定しました。会長が決まりましたので、
ここで臨時議長の役を降りたいと思います。

局 長 石渡委員におかれましては、臨時議長の大役、お疲れ様でした。ここから
は、酒々井町農業委員会会議規則第7条第1項の規定によりまして、会長
が議長を努めることとなりますので、石渡委員におかれましては、引き続
きお願いし、会長就任のご挨拶をお願いいたします。

会 長 このたび、第23期農業委員会会長として選出されまして、大変名誉なこ
とで、身の引き締まる思いであります。特に今期は、農業委員の選出方法
が選挙による選出「公選制」から議会の同意を得て町長が任命する「任命

制」に変わって初めての体制です。また、農業委員会の業務の重点も農地利用の最適化の推進であることが明確化され、農地利用最適化推進委員が新たに設置されると聞いております。このような変革期の中、会長の重責を委員並びに各種団体等のご支援ご鞭撻をいただきながら今期の農業委員会の活動を推進していく所存ですので、委員の皆様におかれましては、ご協力の程お願い申し上げまして、簡単ではございますが、あいさつとさせていただきます。

議長 長 それでは、議事の進行を務めさせていただきます。初めに、会長職務代理者の選出を行います。選出方法について、事務局より説明をお願いします。

局長 会長職務代理者の選出につきましても、先ほど行いました会長選出と同様に投票による方法で行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長 長 ただいま事務局から説明がありましたとおり、投票による方法で行いたいと思いますので、よろしくをお願いします。それでは、投票用紙を配布いたしますので、記入が済みましたら、1番委員から投票をお願いします。

<投票用紙配布>

<投票箱は事務局持ち回りにより投票>

議長 長 それでは開票いたします。1番宮田委員、8番相京委員、開票の立会いをお願いします。

<開票及び集計>

議長 長 それでは、事務局より開票結果の発表をお願いします。

局長 投票総数 8 票（有効投票数 8 票）、飯田委員 4 票、相京委員 4 票となりました。得票数が同数ですので、くじで当選人を決めたいと思いますので、よろしくをお願いします。

<くじ引きにより飯田委員当選>

議長 事務局から発表がありましたとおり、会長職務代理者は飯田委員に決定しました。それでは、飯田委員より挨拶をお願いします。

会長職務代理者 農業委員の皆様のご推挙のもと、会長職務代理を務めさせていただくことになりました。会長をサポートする立場として、責任の重大さをひしひしと感じております。さて、農業委員会組織については、会長からもありましたとおり、農業委員の選出方法の変更や農地利用最適化推進委員の新設など、大きな変化がありました。そのような中、農家の皆様に信頼される農業委員会として、期待に応えられるよう、会長を補佐しながら、農業委員会活動を進めていく所存であります。委員の皆様におかれましては、ご協力をお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

議長 それでは、ここで 10 分間の休憩をとりたいと思います。

<休 憩>

議長 休憩をときまして会議を再開いたします。初めに、次第の 6 の担当地区調整について、事務局より説明をお願いします。

局長 資料に基づき説明

議長 事務局の説明が終わりましたが、委員さんで何か質問等がございましたら

お願いします。

<質問、意見等あり>

議長 それでは、事務局案のとおりお願いします。

議長 それでは、これより議案審査に入りたいと思いますが、議案審査に先立ち、事務局より会議規則、申し合わせ事項等がありましたらお願いします。

局長 先ず、定例の農業委員会は、毎月1回5日前後に行っております。会議に欠席及び遅刻される場合には、事前に事務局まで連絡をお願いいたします。次に、総会は議事録を作成し、町ホームページで公表しておりますので、正確に記録するため、発言される場合は、挙手し、議長の指名後にお願いいたします。次に、農業委員会等に関する法律第31条に議事参与の制限という条項がありまして、自己又は同居の親族、若しくは配偶者の議案につきましては、会場より退席していただくこととなっておりますので、よろしくをお願いいたします。最後に農地法第4条及び第5条の転用許可申請の場合は、原則として現地確認を行っておりますので、よろしくをお願いいたします。以上です。

議長 事務局から会議規則等の説明がありましたが、何かご質問等はございませんか。

(質問、意見等なし)

議長 特にないようでしたら、次第の7の議案審査に入りたいと思います。本日の出席委員は、8名中、8名出席ですので、会議は成立しております。本日の議事録署名委員に1番宮田早苗委員、2番綿貫清委員を指名します。

また、書記に事務局の高橋主任主事を任命します。なお、本日の総会は、議案1件、その他2件でございますので、審議のほどよろしく申し上げます。

議長 初めに、議案 酒々井町農地利用最適化推進委員の選任についてを議題とし、事務局の説明を求めます。

局長 議案 酒々井町農地利用最適化推進委員の選任についての整理番号1から6について、説明させていただきます。資料2ページをご覧ください。当町の農地利用最適化推進委員の定数は、町条例により6名となっておりますので、その6名を農業委員会として選任し、委嘱することになります。整理番号1から6の方につきましては、先の募集の結果、農家組合長等から推薦のあった方々になります。詳細につきましては、3ページをご覧くださいと思います。これは、推薦及び応募状況の最終として町ホームページに掲載させていただいているものであります。選任に当たっては、4ページの農業委員会等に関する法律（農地利用最適化推進委員の委嘱関係抜粋）をご覧くださいと思います。第17条第1項では、「農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならない」となっております。次に、第18条第4項では、「第8条第4項各号のいずれかに該当する者は、推進委員になることができない」ということで、1号として「破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない者」、2号として「禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者」となっております。次に、第18条第5項では、「推進委員は、委員と兼ねることができない」となっております。最後に、第19条第3項では、「農業委員会は、第17条第1項の規定による推進委員の委嘱に当たっては、第1項の規定による推薦及び募集の結果を尊重しなければならない」となっております。ご推薦いただきました6名の候補者につつま

しては、調査の結果、すべて推進委員になれる要件を満たしておりますので、ご報告させていただきます。以上踏まえまして選任いただければと思います。

議長 事務局の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

議長 特にないようですので、これから採決を行います。採決につきましては、整理番号ごとに行います。初めに、議案 酒々井町農地利用最適化推進委員の選任についての整理番号1について、選任することに賛成の方は挙手願います。

局長 挙手全員です。

議長 採決の結果、挙手全員ですので、酒々井町農地利用最適化推進委員の選任についての整理番号1については、選任することに決定します。

議長 続きまして、議案 酒々井町農地利用最適化推進委員の選任についての整理番号2について、選任することに賛成の方は挙手願います。

局長 挙手全員です。

議長 採決の結果、挙手全員ですので、酒々井町農地利用最適化推進委員の選任についての整理番号2については、選任することに決定します。

議長 続きまして、議案 酒々井町農地利用最適化推進委員の選任についての整

理番号3について、選任することに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員ですので、酒々井町農地利用最適化推進委員の選任についての整理番号3については、選任することに決定します。

議 長 続きまして、議案 酒々井町農地利用最適化推進委員の選任についての整理番号4について、選任することに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員ですので、酒々井町農地利用最適化推進委員の選任についての整理番号4については、選任することに決定します。

議 長 続きまして、議案 酒々井町農地利用最適化推進委員の選任についての整理番号5について、選任することに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員ですので、酒々井町農地利用最適化推進委員の選任についての整理番号5については、選任することに決定します。

議 長 続きまして、議案 酒々井町農地利用最適化推進委員の選任についての整理番号6について、選任することに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員ですので、酒々井町農地利用最適化推進委員の選任についての整理番号6については、選任することに決定します。

議 長 次に、8. 各種委員選出の(1)から(4)については、各種委員の選出ですので、順次決めていきたいと思います。まず、(1) 農業振興対策特別委員選出について、事務局より説明願います。

局 長 資料に基づき説明

議 長 事務局からの説明がありましたが、まずは、規約の改正で、委員の合計数を5名にすることについて、何かご質問等ありましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長 特に無いようでしたら、農業振興対策特別委員会規約の改正については、事務局案のとおり5名とします。

議 長 それでは、農業振興対策特別委員会委員5名を選出していただきたいと思いますが、いかがいたしましょうか。

<協 議>

議 長 事務局案はありますか。

局 長 事務局(案)といたしましては、会長、職務代理と農業に利害関係のない委員として応募された京増委員を除く5名の方にお問い合わせできればと思います。

議 長 ただいま、事務局から、会長、職務代理と農業に利害関係のない委員として応募された京増委員を除く5名の方をお願いしたいとの案が出ましたが、いかがでしょうか。

<異議なしの声あり>

議 長 それでは、異議が無いようですので、会長、職務代理、農業に利害の無い委員として応募された京増委員を除く5名の委員さんをお願いします。

議 長 委員長、副委員長につきましては、5名の委員さんで決めていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

<協 議>

議 長 それでは、委員長に相京委員、副委員長に綿貫委員が決まりましたので、よろしくをお願いします。

議 長 続きまして、(2)農地問題協議会委員選出について、事務局より説明をお願いします。

局 長 資料に基づき説明

議 長 事務局の説明が終わりましたが、委員について、いかがいたしましょうか。

<協 議>

議 長 それでは、委員長に私、副委員長に飯田職務代理、学識経験者に京増委員よろしくをお願いします。

議 長 続きますして、(3) 農業委員会だより編集委員選出について、事務局より説明をお願いします。

局 長 資料に基づき説明。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、職務代理ともう1名とのことですが、いかがいたしましょうか。

<協 議>

議 長 それでは、飯田職務代理と宮田委員によろしくお願いします。なお、早速ではございますが、委員の紹介を併せた農業委員会だよりを来月にも発行するとのことですので、ご協力をお願いします。

議 長 続きますして、(4) 農業委員会親睦会委員選出について、事務局より説明をお願いします。

局 長 資料に基づき説明

議 長 事務局の説明が終わりましたが、推進委員を含めた今後の親睦会のあり方については、いかがいたしましょうか。

<協 議>

議 長 推進委員も一緒にするかどうかについては、推進委員の意向も聞く必要があると思いますので、次回の推進委員参加時に再度協議することとします。

議長 長 続きますして、各種委員選出（５）農業委員会選出各種委員会・協議会等の委員選出について、事務局より説明をお願いします。

局長 資料に基づき説明。

議長 長 事務局から説明のありましたとおり、殆どが会長のあて職となっておりますが、16 ページの生涯生活センター運営協議会委員1名と21 ページの農業振興地域整備促進協議会委員の学識経験者1名につきましましては、いかがいたしましょうか。

<協 議>

議長 長 それでは、生涯生活センター運営協議会委員に宮田委員、農業振興地域整備促進協議会委員の学識経験者に京増委員によろしくをお願いします。

議長 長 続きますして、その他の（１）から（３）について、事務局より説明をお願いします。

局長 資料に基づき説明。

議長 長 事務局から説明がありましたが、（２）の委員積立てについては、毎年の視察研修と3年に一度の改選視察研修（希望者）の積立を行っていたが、今回から農業委員と推進委員に分かれたことから、今後、どのようにしたらよいか協議していただきたいとのことですが、何か意見等ありましたらよろしくをお願いします。

<協 議>

議 長 それでは、推進委員の意見も聞く必要がありますので、次回の推進委員が出席する総会で協議することとします。

議 長 それでは、その他の委員報酬、委員積立て、研修関係について、何か質問等がございましたらお願いします。

(質問、意見等あり)

議 長 他にないようでしたら、次に、その他のその他に移ります。事務局から何かありますか。

高橋主任主事 配布物等について説明

議 長 最後に来月の総会の日程ですが、事務局よりお願いします。

局 長 8月の総会ですが、先にご案内させていただいておりますが、4日の金曜日(午後)にお願いしたいと思います。4日は推進委員さんに委嘱状の交付を予定しております、総会后に町長も交えまして懇談会を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

議 長 来月の総会は、4日の金曜日ということですので、よろしくお願います。それでは、以上をもちまして、すべての議事が終了いたしましたので、第23期の酒々井町農業委員会初総会を閉会します。長時間にわたり、慎重なるご審議ありがとうございました。また、3年間よろしくお願います。